

議長	<p>議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、12月20日に的板徳市推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字飯能字仲ヶ谷戸地内にある畑1筆308㎡です。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は、議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、入間市内の賃貸住宅に妻と2人で居住をしておりますが、今後、子どもを授かる場合、現在の住まいでは手狭であることから戸建て住宅の建築を検討し土地を探しておりました。今後、両親の面倒をみることを考え、戸建て住宅が建築できる場所を両親が所有する土地の中で飯能市内の市街化区域の土地を中心に探しましたが、建築に見合う場所が無く、今回の申請地であれば飯能駅や実家との距離も近く、通勤の利便性等条件に合うことから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするもので</p>

す。

申請年月日は、令和4年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはない、と考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました的板徳市推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

住宅が建った際、申請地北側農地の日照について問題はありませんか。

事務局	貸渡人所有の農地ですので、特段の問題はありません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。 なお、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2及び整理番号5-3について、譲受人及び譲渡人が同一でございますので合わせて審議したいと思いますよろしいでしょうか。
	【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2及び整理番号5-3について、12月22日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字下赤工字落合地内にある畑2筆511㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されておりました。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2及び5-3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は、議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、狭山市の借家にて個人事業主として土建業を営んでおります。

主な資材は型枠木材であり、貸しコンテナの中に収納をしております。

所有するトラックは1台あり、現在は大家さんの厚意により無償で駐車をさせてもらってはおりますが、今後、重機を購入予定であり、継続して土地をお借りできるか難しい状況です。また、現在の借家についても手狭となっており併せて住み替えを計画しておりました。

住み替えの条件を検討していく中で、農地以外の土地を検討しましたが希望の条件に見合う土地がなく、範囲を広げて探していたところ、自宅と十分な広さの資材置場が隣接しており、且つ、周囲に人家が少ないことなどの当該申請地が条件に適していることから、申請をするものです。

申請年月日は、令和4年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して整理番号5-2の申請については、土地購入費、造成費、建築費に対し全額融資にて対応すること。また、整理番号5-3の申請については、土地購入費、造成費、その他に対し全額融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

議長

6 番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2及び整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5 番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、12月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下直竹字三ツ張地内にある畑2筆381㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は、議案書のとおりとなっております。

現地の状況については肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、和光市の賃貸住宅にて妻と子どもの3人で居住をしております。

申請人は、子どもが小学校に入学する前に、自然環境が豊かな場所で家庭菜園などをしながら生活できる一戸建ての住宅の建築を希望し、現住所の周辺から土地を探してきましたが条件に合うところがなく、通勤可能な距離まで選定範囲を広げ検討していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」制度があることを知り、当該申請地が希望の条件を満たしていたことから制度を活用し申請をするものです。

飯能住まい制度としては66件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かつ

	<p>ていますか。</p>
5 番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>同行して調査しましたが、肥沼健一委員の説明のとおりでした。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 4 について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 4 について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 5 について審議いたします。 地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10 番	<p>議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 5 について、12月19日に古谷英紀推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字阿須字菅沢地内にある畑 1 筆 5 5 8 m²です。 農地の現況ですが、保全管理されておりました。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 5 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p>

申請人は、建設関係の法人です。

現状で申請地の近接地にて法面工事を行う準備をしております。すぐにも工事を行いたいとのことですが、工事資材の置場がないため申請地を転用できればすぐにも使用を開始したいとの事です。

そのため、工事現場の近隣地である申請地を資材置場および仮設ハウス設置敷地といたく申請をされたものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、令和4年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地の賃貸料に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた古谷英紀推進委員から何か意見を預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調

査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

この地区で道路拡幅工事がありますが、関連はございますか。

事務局

関連はありません。

2番

申請地は、令和5年3月まで借りるとのことの良いのですか。

事務局

令和5年3月までに農地を現状復旧して、地権者に農地を返すということになります。

議長

工事期間としては、短くはないですか。

事務局

工事期間については、問題はありません。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第2号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。

市内に工場を構える企業で、既に大字上畑地内にて農業経営を行っております。

建設資材のリース業を行っていることから、農業用ハウスの資材にも活用でき初期投資も抑えられるため、施設園芸として高床式砂栽培農法を行っております。

経営作物としては、レタス、小松菜、ルッコラ、水菜等です。

整理番号2番の方は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定になります。

補足説明の前に、農地中間管理事業とは、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地中間管理機構、埼玉県の場合「埼玉県農林公社」が農地の所有者から農地を一旦借受け、意欲ある担い手農家に農地を貸付ける制度です。

今回、農地の貸し出し希望者から埼玉県農林公社への利用権設定の決定及び、埼玉県農林公社から農地の借受け希望者への貸付計画について、農業委員会としての意見を、それぞれ議案第2号、第3号において審議をお願いしておりますが、これは事務手続の迅速化を図るための処置として、国の指導に基づき、市農業振興課等が2つの手続を平行して進めることで本総会に同時に付議するものです。

それでは、改めまして第2番の方についてです。

今回、中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は所有者1名、筆数は1筆、面積は951㎡になります。

利用権の種類は「賃貸借権」であり、利用権の設定期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間です。

次に、整理番号2番の方についての審議要件ですが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条3項2号のただし書きにより、飯能市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は飯能市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることを報告いたします。

続いて第1番の方についての審議要件ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと認められると判断されます。

議長	<p>以上のことから、いずれも不承認に該当するものではありません。 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
事務局長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認するものとします。 続きまして、議案第3号農用地利用配分計画（案）について審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第3号農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用配分計画（案）に係る農業委員会の意見について説明いたします。</p> <p>補足説明の前に、農用地利用配分計画とは、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について借り手を飯能市が選定しまとめたものです。この計画を県知事が認可することで、埼玉県農林公社から担い手農家への農地の権利移動が行われます。</p> <p>市が、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこととされているため、付議されたものです。</p> <p>それでは説明に入ります。</p> <p>第1番の方についてです。こちらは、議案第2号農用地利用集積計画（案）における農地中間管理事業に基づく利用権の設定に伴う案件でございます。</p> <p>賃貸借権の設定を受けるもので、筆数は1筆、総面積は951㎡になります。</p> <p>貸借期間も、令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間です。</p> <p>借受け希望者は、2年間の研修期間を経て明日の農業担い手育成塾を卒業し、新規就農者として営農を開始しております。</p> <p>有機農法をベースとした少量多品目での経営を考えられております。</p>

	<p>販路としては、個人宅への配送です。</p> <p>今回の申請は、新たに農地を借り営農拡大を図るためのものです。</p> <p>このような実績からも今回の農地の貸付が最適であると判断され、農地利用配分計画（案）が作成されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については農業委員会として意見書を農地中間管理機構に進達いたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和4年12月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>